

非公式訳

投資委員会布告

第 21/2564 号

件名：競争力向上のためのメリットによる追加恩典
(Merit-based Incentives) の改定

競争力向上のためのメリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives) の改定増補が適当であるため、投資委員会は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条および第 31/1 条の権限に基づき、以下のように発布する。

1. 仏暦 2560 年 (2017 年) 3 月 14 日付投資委員会布告第 2/2560 号「メリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives) の改定」を廃止する。

2. 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」の第 9.2.1 項の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

「9.2.1 競争力向上のための追加恩典

9.2.1.1 以下の投資または支出がある場合

- (1) 技術・イノベーションの研究開発：自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発
- (2) 委員会が同意する、技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、国内にある研究開発機関および科学技術分野の政府機関への寄付
- (3) 投資委員会事務局が同意した職業統合学習プロジェクト、デュアル職業訓練プロジェクト、協同教育プロジェクト等の、科学技術分野のインターンシップの学生に対する技術及びイノベーションのスキルを向上させるためのトレーニングまたは職業訓練の実施
- (4) タイ国内で開発された技術ライセンス料
- (5) 高度技術訓練
- (6) タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有している国内の原材料・部品メーカー (Local Supplier) の開発：高度技術訓練および技術支援
- (7) 委員会が同意した製品およびパッケージのデザイン：自社、またはタイ国内の外注

詳細は事務局が定める基準の通りとする。

追加で与えられる恩典は以下の通り。

- (1) 上記の投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1%以上または 2 億バーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 1 年間追加する。但し、合計 8 年間以内とする。

- (2) 上記の投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 2%以上または 4 億パーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 2 年間追加する。但し、合計 8 年間以内とする。
- (3) 上記の投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 3%以上または 6 億パーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 3 年間追加する。但し、合計 8 年間以内とする。

グループ A1 または A2 の事業に関しては本措置に基づく法人所得税免除期間の追加恩典が付与されるが、合計 13 年までとする。

尚、追加の法人所得税免除金額は以下の通り。

- (1) 第 9.2.1.1 (1) 項に基づく投資および支出の 300%とする。
- (2) 第 9.2.1.1 (3-7) 項に基づく投資および支出の 200%とする。
- (3) 第 9.2.1.1 (2) 項に基づく投資および支出の 100%とする。

9.2.1.2 技術・イノベーションの研究開発（自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発）のみへの投資または支出がある場合は、以下のように追加恩典が付与される。

- (1) 上記の投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1%以上または 2 億パーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 1 年間追加する。但し、合計 13 年間以内とする。
- (2) 上記の投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 2%以上または 4 億パーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 2 年間追加する。但し、合計 13 年間以内とする。
- (3) 上記の投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 3%以上または 6 億パーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 3 年間追加する。但し、合計 13 年間以内とする。
- (4) 上記の投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 4%以上または 8 億パーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 4 年間追加する。但し、合計 13 年間以内とする。
- (5) 上記の投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 5%以上または 10 億パーツ以上で、いずれか少ない方があった場合、法人所得税免除期間を 5 年間追加する。但し、合計 13 年間以内とする。

尚、技術・イノベーションの研究開発のみへの投資または支出があり、かつ第 9.2.1.2 項に基づく追加恩典が付与される（投資奨励対象業種表にメリットによる追加恩典の対象外とすると特別条件が示された事業を

除く) 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の事業が、法人所得税免除上限なしで法人所得税が免除される高度な技術・イノベーション使用の事業とする。

9.2.1.3 第 9.2.1.1 項および第 9.2.1.2 項に関して、上記の投資または支出の合計が、最初の 3 年間における総売上高の 1% 未満および 3 億バーツ未満であった場合、追加の法人所得税免除期間を付与せずに、第 9.2.1.1 項の通りの投資および支出に基づき追加の法人所得税免除金額を付与する。

9.2.1.4 8 年間を超える法人所得税の免除恩典を取得したプロジェクトの場合、第 35 (1) 条に基づく法人所得税の減税恩典が付与されない。

9.2.1.5 被奨励業種の条件として、研究開発をすることという必要条件があることや、より高い恩典を得ることという条件があること等、研究開発への出資比率または最低限の支出が定められる場合は、その業種の条件に加えて上記の投資または支出を有すれば、第 9.2.1.1 条および第 9.2.1.2 条に基づく技術・イノベーションの研究開発への投資または支出がある場合において追加恩典が付与される。

尚、仏暦 2564 年 (2021 年) 6 月 30 日より有効とする。

発布日 : 仏暦 2564 年 (2021 年) 9 月 16 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長